



感染性胃腸炎が発生したら

高齢者施設等

- 施設内で感染性胃腸炎が疑われる事例が発生したときは、感染症対策の管理者を中心に、感染拡大防止のため、迅速・適切な対策をとる必要があります。
- 感染状況により、当センター職員が訪問させていただく場合がございます。
- また、終息が確認できるまで、日々の状況についてご報告いただき、継続的に関わらせていただきます。

電話や訪問にて、以下の内容につき確認させていただきます。
感染拡大防止のため、状況を確認した上で対策等の助言をさせていただきます。

1. 発生状況について（電話にて概要を聞き取らせていただきます）

- 在所人数(各フロア別の人数)、職員数、調理従事者数等
- 初発状況（発症日、症状、発生場所、受診の有無、治療内容、基礎疾患等）
- その後の発生状況（発症日、症状）
- フロアごと、部屋ごとの発生状況（偏りの有無）
- 施設内での下痢・嘔吐の有無、場所
- 職員、調理従事者の発症の有無
- 重症者の有無（死亡例、入院例など）
- 受診者の確認（診断名、検査結果、治療内容など）

2. 関係機関等への連絡

- 施設所管課への連絡

第一報として横浜市電子申請・届出サービスを用いて以下、所管課へ「事故報告書」を提出する。

- ▶提出先 *居宅・密着サービス→健康福祉局 介護事業指導課
- *施設系サービス →健康福祉局 高齢施設課

【参考】 横浜市ウェブページ「介護保険事業者からの事故報告について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

- 施設医への連絡

施設内での状況を伝え、適切な指示を受けてください。

- 施設利用者の家族への連絡

発生状況や感染拡大防止策について、書面や掲示でお知らせください。

- 保土ヶ谷区福祉保健センターへの報告（健康づくり係 TEL：334-6344）

※感染症が疑われる場合は、区の福祉保健センターへ早めに連絡し、対応をご相談下さい。
報告の目安は次の通りです。

<福祉保健センターへの報告の目安>

- ① 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が10名以上発生した場合や全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

平成17年2月22日付厚生労働省主管局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3. 福祉保健センター訪問時、ご提供いただきたい資料

- 利用者数、職員数、調理従事者人数
- 有症状者一覧（利用者・職員・調理従事者）
- 施設の見取り図
- 行事予定
- 過去2週間分の献立表（給食・おやつ）
- 利用者・職員・調理従事者の健康観察表
- 本件に関する施設への相談・苦情の有無
- 施設版感染症対応マニュアル
- 家族向けのお知らせ文

ご準備いただいた資料を基に、以下についてもうかがいます。

- 現在、施設で講じている対策
- 消毒方法
- 今後の行事予定
- 原因となっている病原体を確定するため、検便検査へのご協力をお願いします。

4. 翌日以降の発生状況の報告

- 窓口となる連絡担当者を決めてください。
- 健康づくり係あてに、「新規発症者報告書」様式※をご使用いただき、日々の状況報告をお願いします。（午前9時30分までに）
- 最後の発症者から72時間経過しても新規患者が発生しない、あるいは有症状者数が日常レベルになったら、報告は終了となります。
※下記のWeb ページに様式があります。

5. 連絡先

- (1) 保土ヶ谷区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係
電話：045-334-6344（平日8:45～17:15）
FAX：045-333-6309
メール：ho-kenkou@city.yokohama.jp
- (2) 保土ヶ谷区福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係
【食中毒が疑われる時】
電話：045-334-6361（平日8:45～17:15）

6. Web ページの紹介

「高齢施設・保育施設で感染症を疑う事例が発生したとき」(Web ページ)

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/kurashi/kenko_iryoyobosesshu

①保土ヶ谷区役所のトップページから：
区の暮らし・総合>健康・医療
>予防接種・感染症

②QR コード：

